（参考）指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図

指導

対象事業者等

原則として、毎年度の４月１日現在指定を受けている全ての事業者・施設。

指導の目的等

指定事業者等の全体のレベルアップを図ることを主眼として、関係法令・制度の趣旨、目的の周知及び理解の促進及び自立支援給付に係る過誤・不正請求の防止の観点から算定要件等の周知など、障がい者総合支援制度の適正な運営を図る。

※実施方法については、厚生労働省の通知（指導・監査指針）により内容が変更されることがあります。

集団指導

- 《出席》→ 完　了
- 《欠席》→ 個別指導を実施することがある

実地指導

○一般指導
- 全ての事業者・施設の中から計画的に実施する。

○随時指導
- 利用者等からの苦情が多い等、特に実地指導の実施が必要と認められるもの
- 市町村からの情報提供を受けて、実地指導の実施が必要と認められるもの
- 実地指導の結果、指導した事項について改善が不十分な障がい福祉サービス事業者等で再度の実地指導により、改善が見込まれるもの
- 福祉部障がい福祉室長が実地指導の実施が必要と認めるもの

「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳の保持」、「利用者の人権擁護」及び「適正な介護報酬等の請求等」を踏まえ、事業所・施設の所在地等において、関係書類の閲覧とヒアリングを元に指導を行う。

a 運営指導
関係法令及び指定基準に照らし、適正な運営が行われているか確認し、適正でない場合は、これを改善するよう指導する。

b 報酬請求指導
報酬基準等に照らし、①介護報酬等の算定要件を満たしているか（各種加算含む）、②介護給付等の対象とならないサービスの提供を行い、請求が行われていないか、③必要な人員等の体制が確保されているか（人員欠如減算等）、④利用者ごとの計画に基づきサービス提供が行われているか等について確認し、適切でない請求が行われている場合は、これを改善するよう指導する。（必要に応じ過誤調整を指導する。）

- 適正・概ね適正 → 結果通知 → 完　了
- 改善が必要 → 結果通知 → 改善報告書
  - 《期限内に改善された》 → 完　了
  - 《期限内に改善されなかった》 → 再　指　導

○重大な指定等の基準違反の事実が確認された場合若しくは疑われる場合
○利用者に対して虐待を行ったと判断される場合若しくは疑われる場合
○自立支援給付に係る費用の算定及び請求に関する過誤が確認され、その内容が不正若しくは著しく不当なものであると認められる場合若しくは疑われる場合等

過誤調整
不適正な報酬算定が見受けられる場合

再　指　導 → 度重なる指導を行っても、改善が行われない場合は、監査へ移行。

監査

対象事業者等

○障がい福祉サービス事業者等若しくは当該事業者等が運営するサービス事業所等（以下「サービス事業所等」という。）の管理者又は従業者が、利用者に対して虐待を行ったことを疑うに足りる理由があるとき。
○指定障がい福祉サービス事業者等にあっては障害者総合支援法第43条、指定障がい者支援施設等設置者等にあっては法第44条、指定相談支援事業者等にあっては法第51条の23に規定する基準の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
○自立支援給付に係る障がい福祉サービス等の内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
○自立支援給付に係る費用の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
○障がい福祉サービス事業者等が、不正の手段により事業者指定を受けたことを疑うに足りる理由があるとき。
○度重なる実地指導を行ったにもかかわらず、自立支援給付対象サービス等の内容又は自立支援給付に係る費用の請求に改善がみられないとき。
○正当な理由がなく実地指導を拒否したとき。
○その他、福祉部障がい福祉室長が特に必要と認めた場合。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

監　査

- 直ちに指定取消し等には至らないが、改善が必要と認められる場合 → 改善勧告
  - 改善報告書
    - 《期限内に改善された》 → 完　了
    - 《期限内に改善されなかった》 → 行政処分：改善命令 → 公　示
  - 過誤調整（不適正な報酬算定が見受けられる場合）
  - 公　表（勧告に従わなかったとき）
- 指定取消し等の事由に該当する場合 → 聴　聞 → 行政処分
  - 指定取消し
  - 指定の全部若しくは一部の効力の停止
  - 返還額の確定加算金の付加

→ 結果通知 / 返還額 → 公　示

期限を経過し、なお相当期間を経た後も、改善されない場合は、行政処分の対象となる。

- 改善報告書
  - 《期限内に改善された》 → 完　了
  - 《期限内に改善されなかった》 → 期限を経過し、なお相当期間を経た後も、改善されない場合は、行政処分の対象となる。

◆取消処分により事業者指定に係る欠格事由該当者となる者（当該指定取消し等に係る聴聞通知（行政手続法第15条）があった日前60日以内に役員等であった者）
A 役員
イ 業務を執行する（合名会社、合資会社、合同会社の）社員・（株式会社の）取締役・執行役又はこれらに準ずる者（社会福祉法人等の理事）
ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者
B その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人・事業所の管理者